

令和 5 年度

財政援助団体等監査報告書

狭山市監査委員

目 次

< 市民会館指定管理 >

1	監査の目的	P 1
2	監査の対象	P 1
	(1) 公の施設	P 1
	(2) 指定管理者	P 1
	(3) 指定管理料	P 1
	(4) 所管課	P 1
3	監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等	P 1
	(1) 監査の実施日	P 1
	(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所	P 1
	(3) 監査の範囲及び方法	P 1
4	監査の結果	P 2
	(1) 施設の概要	P 2
	(2) 利用案内	P 2
	(3) 指定管理者が行う業務	P 6
	(4) 施設の利用状況	P 6
	(5) 実施した主な事業	P 7
	(6) 指定管理者の収支	P 8
	(7) 総評	P 9

< 民生委員・児童委員協議会補助金 >

1	監査の目的	P 1 1
2	監査対象者の概要等	P 1 1
	(1) 対象者の概要	P 1 1
	(2) 補助金交付の目的	P 1 1
	(3) 組織	P 1 1
3	監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等	P 1 1
	(1) 監査の実施日	P 1 1
	(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所	P 1 2
	(3) 監査の範囲及び方法	P 1 2
4	監査の結果	P 1 2
	(1) 補助金充当事業の概要	P 1 2
	(2) 収支決算書(補助金対象部分)	P 1 2
	(3) 総評	P 1 3

市民会館指定管理

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が公の施設の管理を行わせている団体に対して、指定管理に係る出納及び管理運営が適正に行われているかについて、狭山市監査基準に準拠して監査を実施した。

2 監査の対象

(1) 公の施設

狭山市市民会館

(2) 指定管理者

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

(3) 指定管理料

利用料金制

(4) 所管課

自治文化課

3 監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等

(1) 監査の実施日

令和5年11月21日

(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所

ア 監査を実施した監査委員

監査委員 山下 真茂留

監査委員 加賀谷 勉

イ 監査の場所

監査委員室、狭山市市民会館

(3) 監査の範囲及び方法

令和4年度の狭山市市民会館指定管理について、基本協定書等に基づく施設の管理及び収支の会計経理等に主眼を置き、事務の執行の適法性、効率性及び妥当性の観点から検証した。

監査は、提出された監査資料に基づき書面監査を行い、管理運営を委任している狭山市市民会館に赴いて現場を確認するとともに、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

4 監査の結果

(1) 施設の概要

ア 名 称 狭山市市民会館

イ 所在地 狭山市入間川2丁目33番1号

ウ 開設時期 昭和54年11月

エ 建物等概要

(ア) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造

地下1階、地上4階、塔屋2階

(イ) 敷地面積 14,996.02㎡

(ウ) 延床面積 10,258.428㎡

(エ) 主な施設 大ホール、中ホール、小ホール、控室、更衣室、リハーサル室、
展示室、会議室、和室、一般休憩室、レストラン

(オ) 施設の目的 市民の文化の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 利用案内

ア 利用時間 午前9時から午後9時30分まで

イ 休館日等 毎週月曜日（月曜が祝日の場合は開館）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日、1月1日から3日まで及び12月29日から31日までの日、保守点検日

ウ 施設利用料

（単位：円）

利用区分 (収容人数：人)		午 前		午 後		夜 間		全 日	
		午前9時から 午後12時まで		午後1時から 午後4時30分まで		午後5時30分から 午後9時30分まで		午前9時から 午後9時30分まで	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
大ホール (1,398)	平日	17,000	27,200	30,000	48,000	40,000	64,000	85,000	136,000
	土日 祝日	22,000	35,200	40,000	64,000	52,000	83,200	110,000	176,000
中ホール (878)	平日	11,000	17,600	21,000	33,600	28,000	44,800	59,000	94,400
	土日 祝日	15,000	24,000	28,000	44,800	36,000	57,600	77,000	123,200

小ホール (364)	平日	7,000	11,200	13,000	20,800	18,000	28,800	37,000	59,200
	土日 祝日	9,000	14,400	16,000	25,600	21,000	33,600	45,000	72,000
第1控室 (4)		200	320	300	480	400	640	900	1,440
第2控室 (4)		300	480	400	640	500	800	1,100	1,760
第3控室 (4)		200	320	300	480	500	800	1,000	1,600
第4控室(和室) (10)		500	800	700	1,120	800	1,280	2,000	3,200
第5控室 (4)		200	320	400	640	500	800	1,000	1,600
第6控室 (2)		200	320	200	320	300	480	700	1,120
第7控室 (15)		500	800	800	1,280	900	1,440	2,100	3,360
第8控室 (15)		400	640	700	1,120	800	1,280	1,900	3,040
第9控室(小ホール用) (20)		400	640	800	1,280	900	1,440	2,100	3,360
リハーサル室 (一)		1,200	1,920	2,000	3,200	2,500	4,000	5,700	9,120
展示室 (一)		2,600	4,160	4,200	6,720	5,400	8,640	12,000	19,200
第1会議室 (12)		500	800	800	1,280	1,000	1,600	2,200	3,520
第2会議室 (8)		400	640	600	960	800	1,280	1,800	2,880
第3会議室 (16)		600	960	1,000	1,600	1,400	2,240	3,000	4,800
第4会議室 (63)		1,400	2,240	2,300	3,680	2,900	4,640	6,500	10,400
第5会議室 (42)		1,100	1,760	1,800	2,880	2,300	3,680	5,100	8,160
第6会議室 (63)		1,300	2,080	2,200	3,520	2,800	4,480	6,300	10,080
第1和室 (20)		600	960	1,000	1,600	1,200	1,920	2,800	4,480
第2和室 (40)		1,200	1,920	2,000	3,200	2,500	4,000	5,700	9,120

※市内は、狭山・所沢・入間・飯能・日高に住所を有する方、市外は、前記以外に住所を有する方。

※中ホールは、大ホールの客席1～20列目、878席での利用。

※ホールの準備やリハーサル、または片付けのみに利用する場合は、その区分利用額の30%を減額した利用料となる。

※入場料を徴収する場合の会館利用料は、入場料が1,000円未満の場合は30%、1,000円～2,000円未満の場合は60%、2,000円～3,000円未満の場合は100%、3,000円以上の場合は130%を加算した利用料になる。

※午前区分利用時間の前1時間と、夜間区分利用時間の後1時間のみ延長ができる。その場合は、その区分利用額の30%を加算した利用料になる（ただしホール利用のみ）。

エ 附属設備及び備品利用料

(単位 円)

附属設備及び備品の名称等	単位	1回の利用料額		
		大・中ホール	小ホール	展示室等

舞 台 関 係	演壇	1 式	800	500	
	司会者台（マイクを含まない）	1 台	200	200	
	長机	1 台	100	100	
	いす	1 脚	50	50	
	指揮台（譜面台を含む）	1 台	200	200	
	楽団用譜面台	1 台	50	50	
	音響用反射板	1 式	7,000	3,000	
	オーケストラピット	1 式	3,000		
	松羽目、竹羽目	1 式	1,500		
	金・銀・鳥の子びょうぶ	1 双	1,500		
	金びょうぶ	1 双		1,000	
	びょうぶ	1 双		1,500	
	のだて傘	1 本	2,000		
	傘立て	1 式	800		
	張出しステージ	1 式		1,000	
	所作台	1 式	7,000	3,000	
	花道用所作台	1 式	1,000		
	平台、写真台	1 枚	150	150	
	高足、中足、箱足	1 個	50	50	
	ヒナ壇用階段	1 台	100		
	ひ 緋毛せん、紺毛せん	1 枚	100	100	
	山台用長布団	1 枚	100		
	しゃ 紗幕（黒・白）	1 張	1,000		
	赤カーペット	1 式	1,000	1,000	
	上敷	1 枚	200	200	
	大太鼓	1 式	1,000		
	黒板	1 台	100	100	
ホワイトボード	1 台	100	100		
めくり台	1 台	100	100		
人形たて	1 本	50	50		

	ピアノ CFⅢ (調律料を含まない)	1 台	3,000	3,000	
	ピアノ G5 (調律料を含まない)	1 台			1,000
	スモークマシン	1 台	1,000		
	旗 (市、日の丸)	1 旗	200	200	
	リノリウム	1 式	2,000	1,000	
照 明 関 係	フットライト	1 列	1,000		
	ストリップライト	1 本		200	
	花道用フットライト	1 列	300		
	ボーダーライト	1 列	1,500	800	
	スポットライト (0.5kw)	1 台	150	150	
	スポットライト (1kw)	1 台	250	250	
	スポットライト (1.5kw)	1 台	400		
	FQ スポットライト (0.5kw)	1 台	300	300	
	FQ スポットライト (1.5kw)	1 台	800		
	ITO ソースフォー	1 台	350	350	
	パーライト	1 台	350	350	
	LED パーライト	1 台	350	350	
	LHQ ライト	1 台	300	300	
	アッパーホリゾンライト	1 列	2,000	1,000	
	ローアホリゾンライト	1 本	300	300	
	クセノンピンスポットライト	1 台	2,000	800	
	波マシン、ドラムマシン	1 台	500		
	種板	1 枚	100	100	
	ストロボマシン、ミラーボール	1 台	500	500	
	照明用スタンド	1 本	100	100	
	拡声装置	1 式	3,000	1,000	
	ステージスピーカー (A)	1 組	4,000		
	ステージスピーカー (B)	1 組	3,000		
	ステージスピーカー (C)	1 組	1,000	1,000	
	マルチコード	1 式	500	500	

音響関係	エレベーター装置 (マイクを含まない)	1 基	500		
	つり下げ装置 (マイクを含まない)	1 基	500	500	
	ポータブルミキサー	1 台	500	500	
	マイクロホン	1 本	1,000	1,000	
	ワイヤレスマイク (電池を含む)	1 本	2,000	2,000	
	マイクロホンスタンド	1 本	100	100	
	カセットテープレコーダー	1 台	500	500	
	MD デッキ	1 台	1,000	1,000	
	CD レコーダー	1 台	500	500	
	エフェクター	1 台	1,000	1,000	
	会議用マイクセット	1 式			500
映写関係	スクリーン	1 式	1,000		
	移動式スクリーン	1 式	200	200	
	BD・DVD デッキ	1 台	500	500	
	液晶プロジェクター	1 台	1,500	1,500	500
その他の	展示用パネル	1 枚	100	100	100
	展示用スポットライト	1 灯	50	50	50
	シャワー	1 人	50	50	
	1kw の電源 (持込器具 1 台につき)	1 個	100	100	100
	2kw の電源 (持込器具 1 台につき)	1 個	300	300	
	3kw の電源 (持込器具 1 台につき)	1 個	500	500	
	姿見	1 台	100	100	

※「1 回の利用料額」とは、施設利用料に定める午前、午後又は夜間におけるそれぞれの利用を 1 回とする利用料額をいう。

※「展示室等」とは、展示室、リハーサル室、会議室及び和室をいう。

※「ピアノ G5」の利用は、リハーサル室に限る。

(3) 指定管理者が行う業務

ア 狭山市市民会館条例第 2 条に定める業務

イ 施設の建築物及び建築設備の維持管理に関する業務

ウ 狭山市主催事業に関する業務

エ その他狭山市が必要と認める業務

(4) 施設の利用状況

施設名	開館日数	利用件数			利用者数	1件当たりの利用者数
		市内	市外	合計		
大ホール	297日	59件	4件	63件	47,813人	758.9人
中ホール		213件	19件	232件	28,921人	124.7人
小ホール		209件	25件	234件	20,860人	89.1人
控室		710件	89件	799件	7,200人	9.0人
リハーサル室		341件	16件	357件	5,679人	15.9人
会議室		1,221件	291件	1,512件	28,390人	18.8人
和室		397件	33件	430件	5,818人	13.5人
展示室		65件	13件	78件	3,353人	43.0人
合計			3,215件	490件	3,705件	148,034人

(5) 実施した主な事業

実施事業名	ホール	実施日	実施主体	入場者数(人)
1 チャリティ・ジャズ・コンサート	大ホール	6月12日	共催	700
2 狭山市プレミアムステージ 2022 “合唱コンサート”	大ホール	6月19日	市主催	800
3 「大ホールひとりじめ！ ピアノ開放」	大ホール	8月18日 19日	主催	26
4 よしもとお笑いライブ ～みんなで笑おう！秋の爆笑 収穫祭！～ in狭山 2022	大ホール	9月24日	共催	612
5 近藤真彦 2022 Live Tour Fifty-Eight	大ホール	10月16日	主催	1,331
6 市民会館 サークル合同展示会	展示室 他	12月 7日 ～11日	主催	183
7 さやま カルチャーフェスティバル	大ホール他	12月17日	市主催	1,200
8 市民会館カルチャークラブ 「はじめてのフルート講座」	リハーサル室	1月21日	市主催	27
9 狭山寄席「三遊亭小遊三・ 春風亭小朝 二人会」	大ホール	2月11日	共催	871
10 ザ・クロマニヨンズ ツアー	大ホール	3月 4日	共催	1,355
11 狂言入間川を観る会	大ホール	3月12日	市主催	256
12 「おかあさんといっしょ」 ファンターネ！がやってきた	大ホール	3月19日 (2回公演)	主催	2,599
13 昭和歌謡コンサート	小ホール	3月31日	共催	356
合計	—	—	—	10,316

(6) 指定管理者の収支

ア 指定管理業務分

収入

(単位 円)

項目	予算	実績	予算比	内訳
指定管理料	90,101,000	90,101,000	0	
利用料金	36,962,000	36,398,384	△563,616	
その他収入	10,000	8,734	△1,266	公衆電話 プロパンガス 他
収入合計	127,073,000	126,508,118	△564,882	

支出

(単位 円)

項目	予算	実績	予算比	内訳	
人件費	23,418,000	22,608,044	△809,956	賃金 賞与 法定福利費 通勤交通費 厚生費	
事務費	7,230,000	6,244,323	△985,677		
旅費	13,000	8,200	△4,800		
需用費	消耗品費	1,700,000	1,387,258	△312,742	
	事務用品費	532,000	0	△532,000	
	被服費	30,000	0	△30,000	
役務費	通信運搬費	1,347,000	1,012,550	△334,450	
	手数料	169,000	329,980	160,980	サーバー管理費 銀行 EB サービス 手数料 車検
	保険料	112,000	78,840	△33,160	施設賠償責任保険 車両保険 自 賠責
	広告宣伝費	148,000	102,630	△45,370	サイト更新管理 募集掲載 会館 パンフレット
賃借料	86,000	277,646	191,646	駐車場使用料	
負担金	48,000	48,000	0	商工会議所 全国公文協	
公課費	3,045,000	2,999,219	△45,781	消費税 印紙他	
管理費	96,425,000	99,650,262	3,225,262		
需用費	電気料金	14,970,000	21,074,995	6,104,995	
	水道料金	1,984,000	1,797,697	△186,303	
	ガス代	6,694,000	8,739,370	2,045,370	
	燃料費	27,000	3,212	△23,788	
	修繕費	7,500,000	6,091,899	△1,408,101	
委託料	48,101,000	47,892,421	△208,579		
賃借料	4,449,000	4,065,188	△383,812	PC コピー機 電子広告 車両 監視カメラ ほか	
備品購入費	2,500,000	71,500	△2,428,500		
事業費	3,000,000	2,713,980	△286,020		
諸経費	7,200,000	7,200,000	0		
支出合計	127,073,000	128,502,629	1,429,629		
収支差額	0	△1,994,511	△1,994,511		

イ 自主事業分

収入

(単位 円)

項目	予算	実績	予算比	内訳
喫茶・軽食	0	0	0	レストラン売上等
入場料	18,070,000	24,672,247	6,602,247	チケット収入等
その他収入	520,000	1,480,755	960,755	自動販売機、課金コピー機、 その他
収入合計	18,590,000	26,153,002	7,563,002	

支出		(単位 円)		
項目	予算	実績	予算比	内訳
喫茶・軽食	400,000	0	△400,000	人件費、材料費
入場料	17,770,000	14,752,786	△3,017,214	公演委託料等
その他支出	420,000	7,831,509	7,411,509	
旅費交通費		203,360		
事務用品費		0		
消耗品費		45,243		
租税公課		370,994		
広告宣伝費		196,990		
手数料		2,886,860		施設利用料、チケットシステム 利用料、決済手数料
会議費		167,508		
保険料		0		
交際費		2,268		
通信運搬費		128,856		
リース料		615,785		
外注費		3,213,645		
支出合計	18,590,000	22,584,295	3,994,295	
収支差額	0	3,568,707	3,568,707	

(7) 総評

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に創設されたものである。

狭山市市民会館の指定管理者制度は、平成22年度に導入されている。

施設の管理運営については、基本協定書及び年度協定書等に基づき、概ね適正に行われているものと認められた。

また、狭山市市民会館指定管理料は、協定に基づく狭山市市民会館の管理のために適正に執行されており、出納その他の事務処理についても、帳簿等の照合や実地調査を行った結果、概ね良好と認められた。

しかし、一部には改善又は検討を要する事項が見受けられたので、適切な対応をされたい。

ア 自治文化課

(ア) 年度協定の変更について

年度協定の協定内容の一部を変更する協定については、エネルギー価格高騰に伴う光熱費の取扱いに関する企画課通知に従い、指定管理者と協議を行った上で予算内の調整をしていたが、この調整による補填額は光熱費の増額分を下回

っていた。協定変更後の効果を分析し、運営上の課題や改善点を指定管理者と共有しつつ、引き続き施設の安定的な運営に努められたい。(要望)

(イ) モニタリングについて

指定管理業務仕様書によると、利用者をはじめ、自主事業参加者等に対して、公の施設における利用満足度、ニーズ等を把握するためのアンケート調査を年2回実施することとなっている。そのアンケート結果を業務改善に生かしていることは聞き取りにより確認できたが、提出されている来館者アンケート集計には、調査の対象者数や調査方法、調査期間などが記載されておらず、正確な利用満足度を把握するには不十分である。利用者からの意見や要望を客観的に把握し、施設の改善やサービスの充実につながる質問内容や調査・集計方法などを指定管理者と協議した上で、より良い施設運営やサービスの提供に繋がりたい。(要望)

イ 指定管理者

(ア) 施設管理及び運営について

施設管理及び運営が適切に行われていた。トイレの改修・ウォシュレット交換や館内表示を見やすく変更するなど、随所に指定管理者の創意工夫による改善が見られた。また、新しい飲食店の運営も始まるなど、利用者の満足度向上に一定の効果があったことを確認した。市民の文化の向上と福祉の増進を図るため、引き続き適切な施設管理をお願いするとともに、指定管理者の強みを生かした創意工夫によって、利用者に喜ばれる様々なサービスの提供に期待したい。(要望)

民生委員・児童委員協議会補助金

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金の交付目的が十分達成されているか並びに交付申請の手続及び収支の会計経理が適正に行われているかについて、狭山市監査基準に準拠して監査を実施した。

2 監査対象者の概要等

(1) 対象者の概要

ア 狭山市民生委員・児童委員協議会

狭山市民生委員・児童委員協議会は、昭和46年12月1日に設立された。地区民生委員・児童委員協議会の相互連携と活動の充実及び民生委員・児童委員の連帯と親睦を図ることを目的とし、次の事業を行う。

(ア) 地区民生委員・児童委員協議会の連絡調整

(イ) 事業及び研修の実施

(ウ) 調査研究、資料収集及び情報交換

(エ) 関係機関、団体等との連絡調整

(オ) その他協議会の目的達成に必要な事業

イ 所管課

福祉政策課

(2) 補助金交付の目的

狭山市民生委員・児童委員協議会運営に要する費用に対し補助金を交付することにより、円滑な協議会の運営及び地区民生委員・児童委員協議会の相互連携の推進を図り、もって地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(3) 組織

狭山市民生委員・児童委員協議会は事務所を狭山市入間川一丁目23番5号狭山市役所内に置き、令和5年3月末日現在の役員は、13名（会長1名、副会長2名、理事6名、会計1名、書記1名、監事2名）である。

3 監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等

(1) 監査の実施日

令和5年11月21日

(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所

ア 監査を実施した監査委員

監査委員 山下 真茂留

監査委員 加賀谷 勉

イ 監査の場所

監査委員室

(3) 監査の範囲及び方法

補助金の交付目的が十分達成されているか並びに交付申請の手續及び収支の会計経理が適正に行われているかを主眼として、令和4年度の補助金に係る出納その他の事務の執行について、帳簿等の証拠書類を監査するとともに、関係者から説明を聴取した。

4 監査の結果

(1) 補助金充当事業の概要

ア 地区活動費

市内11地区（入間川東・入間川・富士見・入曾・水野・堀兼・奥富・柏原・水富・新狭山・狭山台）の民生委員・児童委員協議会の活動費として、地区ごとに150,000円及び委員1人当たり4,000円を交付したものであり、合計額は2,586,000円を交付。

イ 部会活動費の支給

生活福祉部会、高齢者福祉部会、障害者福祉部会、児童福祉部会、主任児童委員部会及び広報部会の6部会に対し、合計900,000円を交付。

ウ 県民生委員・児童委員協議会費の納入

県民生委員・児童委員協議会費として、1,146,000円を交付。

(2) 収支決算書（補助金対象部分）

収入

科目	当初予算額	決算額	差引残額	内訳
1 補助金	4,632,000円	4,632,000円	0円	市補助金
収入合計	4,632,000円	4,632,000円	0円	

支出

科 目	当初予算額	決 算 額	差引残額	内 訳
1 活 動 費	3,530,000 円	3,486,000 円	44,000 円	
1 地区活動費	2,630,000 円	2,586,000 円	44,000 円	1名4,000円、1地区150,000円
2 部会活動費	900,000 円	900,000 円	0 円	150,000円×4部会 広報100,000円、主児80,000円
2 負 担 金	2,182,000 円	2,180,500 円	1,500 円	
1 県民児協会費	1,691,000 円	1,690,500 円	500 円	6,900円×245名
2 県社協会費	123,000 円	122,500 円	500 円	500円×245名
3 県互助会費	368,000 円	367,500 円	500 円	1,500円×245名
支出合計	5,712,000 円	5,666,500 円	45,500 円	

収入合計 4,632,000円

支出合計 5,666,500円

差引残高 △1,034,500円

※△1,034,500円については、補助金以外の収入より充当

【参考】 民生委員・児童委員協議会の収支決算額（補助金対象部分を含む）

収入合計 9,699,256円

支出合計 6,837,115円

差引残高 2,862,141円

(3) 総評

交付された補助金は、補助目的に沿って適正に執行され、その効果を上げているものと認められた。

また、経理状況についても、おおむね良好に処理されていた。今後も適切な対応をされたい。

ア 福祉政策課

(ア) 補助金の額の確定について

本補助金の交付申請書における目的及び内容は、「地域における身近な相談役かつ見守り役として、地域や住民の様々な課題に対応している当協議会の活動原資」と記載されており、監査の過程で協議会が目的に沿った様々な活動を行っていることを確認した。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等により予定していた一部の事業が実施できず、決算残額が比較的大きくなっていた。

中止となった主な事業は委員の資質向上のための研修等であり、コロナ禍を経て多様な課題を抱えた家庭などが増えたことに対応するために今後必要とされることは理解したが、補助金の額の確定に際しては、補助対象団体の決算状況を精査し、単年度における適正な補助金額の算定に努められたい。(要望)

イ 民生委員・児童委員協議会

(ア) 補助金実績報告について

前述のとおり協議会の一部の事業は中止になったが、地区や部会活動においては、それぞれの課題に対応した幅広い研修等が実施されたことを確認した。その職務は市民生活に密接に関わり、大変難しく、多大な苦勞があるが、各委員の献身的な活動に対して敬意を表するとともに、健康に留意し、今後も補助金を適正に活用して住民の福祉のために尽力いただくことをお願いしたい。(要望)